

議案第 1 3 1 号

三豊市都市公園条例の一部改正について

三豊市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 4 年 1 2 月 4 日提出

三豊市長 横山 忠始

## 三豊市条例第 号

### 三豊市都市公園条例の一部を改正する条例

三豊市都市公園条例（平成18年三豊市条例第193号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(設置)」に改め、同条中「及び法に基づく命令」を「その他の法令」に、「事項等」を「事項」に、「ことを目的」を「もの」に改め、同条の次に次の5条を加える。

(都市公園の設置基準)

第1条の2 法第3条第1項の条例で定める基準は、次条及び第1条の4に定めるところによる。

(市民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準)

第1条の3 市民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準は、10平方メートル以上とする。

(都市公園の配置及び規模の標準)

第1条の4 次の各号に掲げる都市公園の配置及び規模の標準は、その特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園 街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールとする。
  - (2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園 近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールとする。
  - (3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園 徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールとする。
- 2 主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園、主として運動の用に供することを目的とする都市公園及び市の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものを設置する場合にお

いては、それぞれの特質に応じて市における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、容易に利用することができるように配置し、それぞれの利用目的に応じて都市公園としての機能を十分に発揮することができるようにその敷地面積を定めるものとする。

- 3 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前2項に規定する都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれの設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の建築面積の基準)

第1条の5 法第4条第1項の条例で定める割合は、100分の2とする。

(公園施設の建築面積の基準の特例)

第1条の6 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「令」という。)第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

- 2 令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の20を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

- 3 令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

- 4 令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の2を限度として前条又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

第3条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第4項中「第1項又

は」を「同項又は」に改める。

第4条中「法第5条第2項又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

第5条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「第5条第2項」を「第5条第1項」に改め、同条第5号中「はり紙」を「貼り紙」に、「はり札」を「貼り札」に改める。

第8条第1項各号列記以外の部分中「第5条第2項」を「第5条第1項」に改め、「の各号」を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削る。

第10条中「1部」を「一部」に改め、「者は、」の次に「当該許可の」を加える。

第11条第1項各号列記以外の部分中「よりの」を「からの」に改め、同条の次に次の5条を加える。

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第11条の2 法第27条第5項の規定による公示は、三豊市公告式条例(平成18年三豊市条例第3号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第11条の3 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 保管した工作物その他の物件又は施設(以下「工作物等」という。)の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
- (3) 当該工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

(工作物等の価格の評価の方法)

第11条の4 法第27条第6項の規定による工作物等の価格の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価格の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価格の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第11条の5 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でない認められる工作物等については、随

意契約により売却することができる。

(権限の譲渡等の禁止)

第 1 1 条の 6 公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、若しくは転貸し、又は使用させてはならない。

第 1 4 条の次に次の 2 条を加える。

(指定管理者による管理)

第 1 4 条の 2 市長は、都市公園（法第 5 条第 1 項の規定により公園管理者以外の者が管理する公園施設を除く。この条及び次条において同じ。）の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に都市公園の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に都市公園の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 公園施設の維持、管理及び軽易な修繕に関する業務
- (2) 公園施設の利用の許可及び制限に関する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める業務

3 前 2 項の規定により指定管理者に都市公園の管理を行わせる場合において、第 3 条、第 7 条及び第 1 1 条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(利用料金)

第 1 4 条の 3 市長は、前条の規定により都市公園の管理を指定管理者に行わせる場合において、都市公園の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の場合において、利用料金は、第 1 3 条の規定にかかわらず、別表第 3 及び別表第 4 で定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

3 指定管理者は、市長の承認を得て定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

第 1 6 条中「第 2 3 条第 3 項」を「第 3 3 条第 3 項」に改める。

第 1 8 条第 1 号中「同条第 1 項各号」を「第 3 条第 1 項各号」に改め、同条第 2 号中「同条各号」を「第 5 条各号」に改める。

附 則

この条例は、平成25年1月1日から施行する。ただし、第1条の次に5条を加える改正規定は、同年4月1日から施行する。

【議案第131号関係】

三豊市都市公園条例(平成18年三豊市条例第193号)  
一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)	現 行
<p><b>(設置)</b></p> <p>第1条 この条例は、都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)その他の法令に定めるもののほか、都市公園の設置及び管理につき必要な事項を定めるものとする。</p> <p><b>(都市公園の設置基準)</b></p> <p>第1条の2 法第3条第1項の条例で定める基準は、次条及び第1条の4に定めるところによる。</p> <p><b>(市民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準)</b></p> <p>第1条の3 市民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準は、10平方メートル以上とする。</p> <p><b>(都市公園の配置及び規模の標準)</b></p> <p>第1条の4 次の各号に掲げる都市公園の配置及び規模の標準は、その特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園 街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールとする。</p> <p>(2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園 近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールとする</p> <p>(3) 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園 徒歩圏内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールとする。</p> <p>2 主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園、主として運動の用に供することを目的とする都市公園及び市の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものを設置する場合には、それぞれの特質に応じて市における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、容易に利用することができるように配置し、それぞれの利用目的に応じて都市公園としての機能を十分に発揮することができるようにその敷地面積を定めるものとする。</p> <p>3 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前2項に規定する都市公園以外の都市公園を設置する場合には、それぞれの設置目的に応じて都市公園としての機能を十分に発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を</p>	<p><b>(目的)</b></p> <p>第1条 この条例は、都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)及び法に基づく命令に定めるもののほか、都市公園の設置及び管理につき必要な事項等を定めることを目的とする。</p>

定めるものとする。

(公園施設の建築面積の基準)

第1条の5 法第4条第1項の条例で定める割合は、100分の2とする。

(公園施設の建築面積の基準の特例)

第1条の6 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「令」という。)第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

2 令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の20を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3 令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

4 令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の2を限度として前条又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

(行為の制限)

第3条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(1)～(4) 略

2・3 略

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項又は前項の許可を与えることができる。

5 略

(許可の特例)

第4条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第5条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

(1)～(4) 略

(5) 貼り紙若しくは貼り札をし、又は広告を表示すること。

(6)～(9) 略

(公園施設の設置若しくは管理又は占有の許可の申請書の記載事項)

第8条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1)～(3) 略

(行為の制限)

第3条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(1)～(4) 略

2・3 略

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。

5 略

(許可の特例)

第4条 法第5条第2項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第5条 都市公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第2項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

(1)～(4) 略

(5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。

(6)～(9) 略

(公園施設の設置若しくは管理又は占有の許可の申請書の記載事項)

第8条 法第5条第2項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1)～(3) 略

2 法第6条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1)～(5) 略

(設計書等)

第10条 公園施設の設置若しくは都市公園の占有の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

(監督処分)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。

(1)～(3) 略

2 略

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第11条の2 法第27条第5項の規定による公示は、三豊市公告式条例(平成18年三豊市条例第3号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第11条の3 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 保管した工作物その他の物件又は施設(以下「工作物等」という。)の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
- (3) 当該工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

(工作物等の価格の評価の方法)

第11条の4 法第27条第6項の規定による工作物等の価格の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価格の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価格の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第11条の5 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でない認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

(権限の譲渡等の禁止)

第11条の6 公園施設の設置若しくは管理又は占有の許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、若しくは転貸し、又は使用させてはならない。

第12条～第14条 略

(指定管理者による管理)

第14条の2 市長は、都市公園(法第5条第1項の規定により公園管理者以外の者が管理する公園施設を除く。この条及び次条において同じ。)の管理運営上必要があると認め

2 法第6条第2項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1)～(5) 略

(設計書等)

第10条 公園施設の設置若しくは都市公園の占有の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の1部を変更しようとする者は、申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

(監督処分)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園よりの退去を命ずることができる。

(1)～(3) 略

2 略

第12条～第14条 略

るときは、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に都市公園の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に都市公園の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 公園施設の維持、管理及び軽易な修繕に関する業務
- (2) 公園施設の利用の許可及び制限に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める業務

3 前2項の規定により指定管理者に都市公園の管理を行わせる場合において、第3条、第7条及び第11条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(利用料金)

第14条の3 市長は、前条の規定により都市公園の管理を指定管理者に行わせる場合において、都市公園の施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の場合において、利用料金は、第13条の規定にかかわらず、別表第3及び別表第4で定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

3 指定管理者は、市長の承認を得て定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

第15条 略

(公園予定地及び予定公園施設についての準用)

第16条 第3条から第14条までの規定は、法第33条第3項に規定する公園予定地又は予定公園施設について準用する。

(罰則)

第18条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第3条第1項又は第3項(第16条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反して第3条第1項各号に掲げる行為をした者
- (2) 第5条(第16条において準用する場合を含む。)の規定に違反して第5条各号に掲げる行為をした者

第15条 略

(公園予定地及び予定公園施設についての準用)

第16条 第3条から第14条までの規定は、法第23条第3項に規定する公園予定地又は予定公園施設について準用する。

(罰則)

第18条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第3条第1項又は第3項(第16条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者
- (2) 第5条(第16条において準用する場合を含む。)の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者